

Ⅲ 各表の記載の仕方

別表一の二(一)「各連結事業年度の連結所得に係る申告書—普通法人（特定の医療法人を除く。）の分」（平成26年10月1日前開始連結事業年度用）

1 この表の用途

この表は、普通法人（措置法第67条の2第1項（特定の医療法人の法人税率の特例）の規定により承認を受けた医療法人を除きます。）である連結親法人が、連結確定申告又は仮決算による連結中間申告をする場合に使用します。


なお、平成26年10月1日以後に開始する連結事業年度等分の連結確定申告又は仮決算による連結中間申告をする場合には、平成26年10月1日以後開始連結事業年度等用の別表一の二(一)及び別表一の二(一)次葉を使用することになりますので、御注意ください（17ページ参照）。

2 各欄の記載要領

(1) 一般の場合

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「連結親法人名」及び「代表者自署押印」		必ずフリガナを付けてください。この場合、正本には必ず代表者が自署押印してください。
「同上が1億円以下の普通法人のうち中小法人に該当しないもの」	<p>当期末における資本金の額又は出資金の額が1億円以下である連結親法人が、次のいずれかの法人に該当する場合には、「非中小法人」を○で囲んで表示します。</p> <p>(1) 次のいずれかの法人（以下「大法人」といいます。）との間にその大法人による完全支配関係がある法人</p> <p>① 資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人</p> <p>② 相互会社（外国相互会社を含みます。）</p> <p>③ 法第4条の7（受託法人等に関するこの法律の適用）に規定する受託法人（以下「受託法人」といいます。）</p> <p>(2) 当該連結親法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式及び出資の全部をいずれかの大法人が有するものとみなしたときにその大法人による完全支配関係があることとなる法人</p>	
「同非区分」	別表二の「判定結果18」で判定した区分を○で囲んで表示します。	

欄	記 載 要 領	注 意 事 項					
「旧納税地及び旧法人名等」	<p>当期中に連結親法人の納税地若しくは法人名に異動があった場合又は合併法人が被合併法人（連結親法人であった法人）の最後連結事業年度の申告をする場合には旧納税地又は旧法人名（被合併法人名）を、本店又は主たる事務所の所在地と納税地とが異なる場合には本店又は主たる事務所の所在地を記載するなど参考となる事項を記載します。</p>						
「※税務署処理欄」	<p>原則として記載する必要はありません。 ただし、「売上金額」については、個別帰属額等の一覧表の「連結親法人及び連結子法人の個別帰属額等の合計額」における「売上金額」の金額を移記してください。</p>	<p>税務署における事務の効率化につながることから、売上金額の記載をお願いしています。</p>					
<table border="1" data-bbox="172 719 440 786"> <tr> <td data-bbox="172 719 268 786">翌年以降 送付要否</td> <td data-bbox="268 719 304 786">要</td> <td data-bbox="304 719 352 786"><input type="radio"/></td> <td data-bbox="352 719 389 786">否</td> <td data-bbox="389 719 440 786"><input type="radio"/></td> </tr> </table>	翌年以降 送付要否	要	<input type="radio"/>	否	<input type="radio"/>	<p>税務署から送付する用紙以外の用紙を使用しているため、翌期以降、申告書用紙（別表一の二、別表一の二次葉、別表セット、勘定科目内説明細書及び法人事業概況説明書（又は会社事業概況書）をいいます。）の送付が不要な場合は、「否」に○をします。 「送付不要」としている連結親法人が、翌期以降、申告書用紙の送付が必要となった場合は、「要」に○をしてください。</p>	<p>「送付不要」としている連結親法人が、翌期以降、「要」に○をしても、申告書用紙のうち別表セット及び勘定科目内説明細書は送付されませんので御注意ください。 別表セット及び勘定科目内説明細書の送付も必要な場合には、所轄の税務署へ御連絡ください。 申告書用紙などの各種様式は、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）に掲載していますのでこれを印刷して御使用ください。</p>
翌年以降 送付要否	要	<input type="radio"/>	否	<input type="radio"/>			
<table border="1" data-bbox="172 1404 440 1471"> <tr> <td data-bbox="172 1404 268 1471">適用額明細書 提出の有無</td> <td data-bbox="268 1404 304 1471">有</td> <td data-bbox="304 1404 352 1471"><input type="radio"/></td> <td data-bbox="352 1404 389 1471">無</td> <td data-bbox="389 1404 440 1471"><input type="radio"/></td> </tr> </table>	適用額明細書 提出の有無	有	<input type="radio"/>	無	<input type="radio"/>	<p>租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第3条第1項（適用額明細書の提出義務）に規定する適用額明細書を申告書に添付する場合には、「有」に○をしてください。 また、当期において、税額又は所得の金額を減少させる法人税関係特別措置の適用を受けないため、適用額明細書を提出しない場合には、「無」に○をしてください。</p>	<p>適用額明細書の添付がなかった場合又は添付があっても虚偽の記載があった場合には、法人税関係特別措置の適用が受けられないこととされています。 そのため、適用額明細書の添付漏れ又は適用額の記載誤り等があった場合には、できるだけ速やかに、適用額明細書の提出又は誤りのない適用額明細書の再提出をお願いします。 なお、国税庁ホームページに「適用額明細書の記載</p>
適用額明細書 提出の有無	有	<input type="radio"/>	無	<input type="radio"/>			

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
		の手引」を掲載していますので、御覧ください。
	<p>税理士法第30条(税務代理の権限の明示)又は第33条の2(計算事項、審査事項等を記載した書面の添付)に規定する書面を申告書に添付する場合には、該当する欄に○をしてください。</p>	
<p>「連結事業年度分の申告書」</p>	<p>空欄には、連結確定申告書と連結中間申告書との区分に応じてそれぞれ「連結確定」又は「連結中間」と記載します。</p> <p>なお、期限後申告書である場合には、「期限後連結確定」と記載してください。</p>	<p>この申告が連結中間申告である場合には、更に、</p> <p>〔連結中間申告の平成 年 月 日〕 〔場合の計算期間 平成 年 月 日〕</p> <p>にその計算期間を記載してください。</p>
<p>「法人税額の特別控除額3」</p>	<p>別表六の二(三)の「27」+別表六の二(四)の「16」+別表六の二(五)の「12」+別表六の二(六)の「21」+別表六の二(八)の「37」+別表六の二(九)の「52」+別表六の二(十)の「42」+別表六の二(十一)の「42」+別表六の二(十二)の「38」+別表六の二(十三)の「38」+別表六の二(十四)の「25」+別表六の二(十五)の「27」+別表六の二(十六)の「17」+別表六の二(十七)の「37」+別表六の二(十八)の「18」+別表六の二(十九)の「22」+別表六の二(二十)の「42」+別表六の二(二十一)の「19」により計算した金額を記載します。</p> <p>ただし、地域再生法一部改正法の施行日(平成27年8月10日)前に終了した連結事業年度については、別表六の二(三)の「27」+別表六の二(四)の「16」+別表六の二(五)の「12」+別表六の二(六)の「21」+別表六の二(八)の「37」+別表六の二(九)の「52」+別表六の二(十)の「42」+別表六の二(十一)の「42」+別表六の二(十二)の「38」+別表六の二(十三)の「38」+別表六の二(十四)の「22」+別表六の二(十六)の「17」+別表六の二(十七)の「37」+別表六の二(十八)の「18」+別表六の二(十九)の「22」+別表六の二(二十)の「42」+別表六の二(二十一)の「19」として計算した金額を記載します。</p>	
<p>「連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額5」</p>	<p>次により記載します。</p> <p>(1) 別表六(二十六)「31」の金額を記載します。</p> <p>(2) 法第4条の5第1項(連結納税の承認の取消し)の規定により法第4条の2(連結納税義務者)の承認を取り消された日の前日の属する連結事業年度で、次に掲げる規定の適用により法人税額に加算することとされる金額がある場合には、その金額についてもこの欄に記載します。</p> <p>① 措置法第68条の10第5項(連結納税の承認を取り消された場合のエネルギー環境負荷低減推</p>	<p>この場合、その金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付してください。</p>

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
	<p>進設備等に係る法人税額))</p> <p>② 措置法第68条の11第12項((連結納税の承認を取り消された場合の中小連結法人の機械等に係る法人税額))</p> <p>③ 措置法第68条の13第4項((連結納税の承認を取り消された場合の沖縄の特定地域における工業用機械等に係る法人税額))</p> <p>④ 措置法第68条の14第5項((連結納税の承認を取り消された場合の国家戦略特別区域における機械等に係る法人税額))</p> <p>⑤ 措置法第68条の15第5項((連結納税の承認を取り消された場合の国際戦略総合特別区域における機械等に係る法人税額))</p> <p>⑥ 措置法第68条の15の4第5項((連結納税の承認を取り消された場合の特定中小連結法人の経営改善設備に係る法人税額))</p> <p>⑦ 平成27年改正前の措置法第68条の9第11項((連結納税の承認を取り消された場合の試験研究費の額に係る法人税額))(平成27年改正前の平成25年改正法附則第75条((連結法人が試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例に関する経過措置))の規定によりなおその効力を有するものとされる平成25年改正前の措置法第68条の9の2第7項((試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例))の規定により読み替えて適用する場合があります。)</p> <p>⑧ 平成24年改正法附則第33条第1項((沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置))の規定によりなおその効力を有するものとされる平成24年改正前の措置法第68条の14第5項((連結納税の承認を取り消された場合の沖縄の特定中小連結法人の経営革新設備等に係る法人税額))</p> <p>⑨ 平成23年12月改正法附則第72条((連結法人がエネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置))の規定によりなおその効力を有するものとされる平成23年12月改正前の措置法第68条の10第5項((連結納税の承認を取り消された場合のエネルギー需給構造改革推進設備等に係る法人税額))</p> <p>⑩ 平成23年12月改正前の措置法第68条の12第7項((連結納税の承認を取り消された場合の事業基盤強化設備等に係る法人税額))</p> <p>⑪ 平成22年改正法附則第110条((連結法人が情</p>	

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
	<p>報基盤強化設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置))の規定によりなおその効力を有するものとされる平成22年改正前の措置法第68条の15第5項(連結納税の承認を取り消された場合の情報基盤強化設備等に係る法人税額)</p>	
<p>「法人税額計10」</p>	<p>措置法第68条の67第1項(使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例)に規定する使途秘匿金の支出がある場合には、使途秘匿金の支出の額の40%相当額をこの欄の上段に外書として記載します。</p>	<p>この場合、「控除税額12」及び「差引連結所得に対する法人税額13」の記載に当たっては、この外書として記載した金額を「10」に含めて計算します。</p>
<p>「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額11」</p>	<p>当期が仮装経理に基づく過大申告の更正があった日の属する連結親法人事業年度(法第15条の2第1項(連結事業年度の意義)に規定する連結親法人事業年度をいいます。以下同じです。)開始の日から5年以内に開始した連結事業年度であり、かつ、その更正の通知書に記載された繰越控除される法人税額のうち前期以前の法人税額からまだ控除されていない金額がある場合に、その金額を記載します。</p>	
<p>「差引連結所得に対する法人税額13」</p>	<p>この金額が100円未満となる場合又はマイナスとなる場合は記載しないでください。</p>	
<p>「連結中間申告分の法人税額14」</p>	<p>この申告が連結確定申告である場合に連結中間申告により納付すべき法人税額を記載します。</p>	<p>当該税額の納付の有無にかかわらず記載します。</p>
<p>「差引確定法人税額 (13)－(14) 連結中間申告の場合はその税額とし、マイナスの場合は(17)へ記入 15」</p>	<p>この金額が100円未満となる場合又はマイナスとなる場合は記載しないでください。この場合のマイナスの金額は「連結中間納付額17」に記載します。</p>	
<p>「この申告による還付金額」の各欄</p>	<p>この申告が連結確定申告であり、かつ、所得税額等の還付金額、連結中間納付額の還付金額又は連結欠損金の繰戻しによる還付請求税額がある場合に、それぞれの金額を記載します。</p>	
<p>「連結欠損金の繰戻しによる還付請求税額18」</p>	<p>この申告が修正申告でなく当初の申告である場合には、還付請求書の「還付金額」をこの欄の外書に移記します。</p>	<p>措置法第68条の98第1項各号(中小企業者等以外の連結親法人の欠損金の繰戻しによる還付の不適用)に掲げる連結親法人以外の連結親法人にあっては、当期が平成14年4月1日から平成28</p>

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
		<p>年3月31日までの間に終了する連結事業年度である場合には、連結親法人について解散（適格合併による解散を除きます。）、更正手続の開始などの特別の事実があるときを除き、法第81条の31（連結欠損金の繰戻しによる還付）の規定の適用を受けることができませんので御注意ください。</p> <p>措置法第68条の98第1項各号に掲げる連結親法人（当期末において資本金の額又は出資金の額が1億円以下の連結親法人（当期末において資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人による完全支配関係がある法人など法第66条第6項第2号又は第3号（各事業年度の所得に対する法人税の特例）に掲げる法人に該当するものを除きます。）など）にあつては、上記のような特別の事実に関係なく法第81条の31の規定の適用を受けることができます。</p>
<p>「(1)の金額又は800万円× 1/12 相当額のうち少ない 金額30」から「連結所得金 額32」までの各欄</p>	<p>当期末における資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下の連結親法人又は資本若しくは出資を有しない連結親法人の場合に記載します。</p> <p>ただし、連結親法人が当期末において次に掲げる法人に該当する場合には、「その他の法人の場合33」に記載します。</p> <p>(1) 次のいずれかの法人（この表の上段の「非中小法人」を○で囲んで表示した法人がこれらに該当します。）</p> <p>イ 次のいずれかの大法人との間にその大法人による完全支配関係がある法人</p> <p>① 資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人</p> <p>② 相互会社(外国相互会社を含みます。)</p>	<p>当期末における資本金の額又は出資金の額が1億円を超える連結親法人の場合には、「その他の法人の場合33」に記載し、この欄には記載しないでください。</p>

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
	<p>③ 受託法人</p> <p>ロ 当該連結親法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式及び出資の全部をいずれか一の大法人が有するものとみなしたときにその一の大法人による完全支配関係があることとなる法人</p> <p>(2) 相互会社</p> <p>(3) 受託法人</p>	
<p>「(1)の金額又は800万円× $\frac{1}{12}$相当額のうち少ない金額30」</p>	<p>分子の空欄には、当期の月数(暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げます。)を記載します。</p> <p>なお、この算式により計算した金額に1,000円未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てた金額を記載しますが、その端数が「1」の連結所得金額の1,000円未満の端数より多いときは、その端数を切り上げた金額を記載します。</p>	
<p>「(31)の25.5%又は23.9%相当額35」</p>	<p>「31」の25.5%相当額を記載します。</p>	
<p>「法人税額(33)の25.5%又は23.9%相当額)37」</p>	<p>「33」の25.5%相当額を記載します。</p>	
<p>「還付を受けようとする金融機関等」</p>	<p>「計19」の還付金額について、取引銀行などの預貯金口座への振込みを希望される場合は、その取引銀行等の名称、預貯金口座名及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の通常貯金口座への振込みを希望される場合は「ゆうちょ銀行の貯金記号番号」に貯金総合口座の記号番号のみを、ゆうちょ銀行の各店舗又は郵便局窓口での受取を希望される場合は「郵便局名等」に支払を受けようとする郵便局名等のみを記載してください。</p>	<p>連結欠損金の繰戻しによる還付請求税額があるときは、別に還付請求書の提出が必要です。</p>

(2) 修正申告の場合

(1)によるほか、次により記載します。

欄	記載要領	注意事項
「連結事業年度分の申告書」	空欄には、連結確定申告書と連結中間申告書との区分に応じてそれぞれ「修正連結確定」又は「修正連結中間」と記載します。	
「連結中間申告分の法人税額14」	この申告前の連結確定申告等において連結中間納付額の還付金額がある場合にも、その還付金額を控除する前の連結中間申告分の法人税額を記載します。	
「所得税額等の還付金額16」又は「連結中間納付額17」		既に還付を受けているかどうかに関係なく記載します。
「連結欠損金の繰戻しによる還付請求税額18」	法第81条の31の規定により還付請求をした法人税の額について、既に還付を受けている場合には、この修正申告により確定した連結欠損金額を基礎として計算される還付を受けるべき金額を本書に記載しますが、この場合、既に還付を受けた金額のほか、その還付に際し還付加算金の支払を受けているときは、この申告による還付金額に対応する還付加算金の額を含めて記載します。	(例) 既に還付を受けた金額 500,000円 同上の還付加算金 30,000円 修正申告による還付金額 300,000円 還付を受けるべき金額 に対応する還付加算金 $30,000円 \times \frac{300,000円}{500,000円}$ = 18,000円 この欄に記載する金額 300,000円 + 18,000円 = 318,000円
「法人税額23」	この申告前の申告書の「15」の金額を記載しますが、この申告が更正又は決定後初めてのものである場合には、更正決定通知書の「更正又は決定の金額」の「差引連結所得に対する法人税額」の金額から連結中間申告分の法人税額を控除した金額を記載します。	
「還付金額24」	この申告前の申告書の「16」及び「17」の金額に、既に還付された連結欠損金の繰戻しによる還付金額を加算した金額を記載しますが、この申告が更正又は決定後初めてのものである場合には、更正決定通知書の「更正又は決定の金額」の「還付所得税額等」の金額及び「還付金額」の金額並びに連結中間申告分の法人税額から更正決定通知書の「更正又は決定の金額」の「差引連結所得に対する法人税額」の金額を控除した金額の合計額を記載します。	連結欠損金の繰戻しによる還付金額につき還付加算金の支払を受けている場合には、その還付加算金の額を含めて記載します。
「この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額25」	「15」、「19」及び「この申告が修正申告である場合」の各欄のうち記載金額のある欄に応じ、次の金額を記載します。この場合、その金額が100円未満とな	

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
	<p>るときは記載しないでください。</p> <p>(1) 「15」と「23」とがある場合には、「15」の金額から「23」の金額を控除した金額</p> <p>(2) 「15」と「24」の本書とがある場合には、「15」の金額と「24」の本書の金額との合計額</p> <p>(3) 「19」の本書と「24」の本書とがある場合には、「24」の本書の金額から「19」の本書の金額を控除した金額</p>	
<p>「連結欠損金の繰戻しによる還付請求税額18」から「この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額25」までの外書</p>	<p>各欄の外書は、この申告が連結欠損金の繰戻しによる還付金額が過大であったことによる修正申告であり、かつ、その繰戻しによる還付が行われていない場合に限り、次により記載します。</p> <p>(1) 「18」及び「19」には、この申告による減少後の還付請求税額を外書きします。</p> <p>(2) 「24」には、この申告前の還付請求税額を外書きします。</p> <p>(3) 「25」には、「24」の外書の金額から「19」の外書の金額を控除した金額を外書きします。</p>	

〔留意事項〕

(1) 完全支配関係の系統図の添付

当期末において他の法人との間に法第2条第12号の7の6(定義)に規定する完全支配関係がある場合には、完全支配関係がある他の法人との関係を系統的に示した図を添付してください。

(2) 法人課税信託の名称の併記

法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申告書等を提出する場合には、申告書等には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

なお、法人課税信託の名称の併記をする場合には、法人課税信託の名称を最上段に、その法人課税信託の受託者の法人名を下段に記載してください。

(注) 平成19年度税制改正における新信託法の制定に伴う法の改正後の規定は、原則として、新信託法の施行の日(平成19年9月30日)以後に効力が生ずる信託(遺言によってされた信託にあっては同日以後に遺言がされたものに限り、新法信託を含みます。)について適用し、同日前に効力が生じた信託(遺言によってされた信託にあっては同日前に遺言がされたものを含み、新法信託を除きます。)については、従前どおりとされています(平成19年改正法附則34①、平成19年改正令附則8)。

(新法信託とは、信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第109号)第3条第1項、第6条第1項、第11条第2項、第15条第2項、第26条第1項、第30条第2項又は第56条第2項(新法の適用等)の規定により同法第3条第1項に規定する新法信託とされた信託をいいます。)